三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県西伯郡南部町下中谷字トチウ谷奥七一九の一、字トチウ谷七二五、七二七の一、字ツイカ谷七三四、七三六、七三八から七四〇まで、七四二、七四三、字牛房谷七五〇、七五二の一、上中谷字東平谷七〇四、字境谷七一四から七一六まで、七一八、七二三から七二五まで、七二九、字境谷山七四七の一、字才ノ谷二六三九、二六四〇の一、二六四一の一、二六四一の二、二六四二の一、二六四二の二、字才ノ谷尻二六五二の一、二六五三の一、二六五四の一、二六五四の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
下中谷字トチウ谷奥七一九の一、字トチウ谷七二五、七二七の一、字ツイカ谷七三四、七三六、七三八、七四二、字牛房谷七五〇、七五二の一、上中谷字東平谷七〇四、字境谷七一四から七一六まで、七一八、七二三から七二五まで、七二九、字境谷山七四七の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大門川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
京都府福知山市字大門
小字東山　一三番
一六番一及び一六番二
小字中ノ山　一七番
一七番一及び一七番二
一八番
一八番一から一八番五まで
一九番
一九番一から一九番一七まで
小字六ノ谷　五二七番及び五二八番
五二八番乙
五二九番及び五三〇番
五三〇番一
五三〇番乙
五三一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
京都府福知山市字大門
小字籠谷　一号
五三八番　二号から四号まで
五四〇番一　五号
五四〇番

小字中ノ山　一九番九
一九番六
二〇番四
小字東山
一六番一
一六番
二〇番四地先道路敷
八号
三十六号
九号、二十号、二十二号及び二十六号
一五番
一五番七
小字下谷
四六八番一
二四五六番二
四六八番
二五六四番
小字六ノ谷　五二五番
五二五番一
五二一番一
五三四番一
五三六番
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千二十七号で指定した土地の区域を除く。）
京都府京都市西京区大原野北春日町
一一八三番二
一一八四番
一一八五番一
一一八六番一地先道路敷
一一八六番二
一一八六番二地先道路敷
一一〇〇番
一一〇九番一地先道路敷
一一〇九番一
六号及び三十二号
七号
三十三号から三十五号まで
三十六号
九号、二十号、二十二号及び二十六号
十号から十二号まで
十五号及び二十一号から二十四号まで
十三号
十四号
十六号
十七号から十九号まで
二十七号
二十八号
二十九号
三十号
三十一号
一号
二号
三号及び十二号
四号及び五号
六号
七号及び八号
九号及び十号
十一号、十五号及び十六号
十三号及び十四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第千二十七号で指定した土地の区域を除く。）
京都府京都市西京区大原野北春日町　一一〇五番一　十七号から二十一号まで

○国土交通省告示第九百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
不動谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県鳥取市青谷町蔵内
字村内　三七九番　一号
三七七番　二号
三七五番一　三号
三六五番　四号
三七四番　五号及び二十二号
三七五番二　二十三号から二十五号まで
三七六番　二十六号から三十号まで
三八二番四　三十一号
字家ノ空　九九四番　六号から八号まで
字下長谷　九九二番四　十三号及び十四号
一〇〇八番一八　九号から十二号まで
字山ノ上　九八九番三　十五号
九八九番一　十六号から二十一号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川平山谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域